第十五条

第二十四・三条の規定の適用を妨げることなく、両締約国の政府は、この協定の効力発生の日前にいつでも、外交上の公文の交換により、両締約国の政府が合意する日までこの議定書を適用しないことを決定することができる。当該日については、両締約国の政府間の外交上の公文の交換によって特定する。

第十六条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この議定書の適用を終止する意思を書面により通告することができる。この議定書は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、他方の締約国によるその通告の受領の日の後六箇月で適用されなくなる。

通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書

第Ａ部　対象範囲

1　この分野別附属書の規定は、第Ｂ部第一節に規定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める通信端末機器及び無線機器であって、当該各締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となる全てのものに関する適合性評価手続について適用する。

2　第Ｂ部にいう「改正」には、次のことを含むものと了解する。

(a)　締約国が第Ｂ部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b)　締約国が第Ｂ部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c)　締約国が第Ｂ部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み込むこと。

第Ｂ部

第一節　通信端末機器及び無線機器について定める関係法令及び運用規則

英国	日本国
一　二千十七年無線機器規則（ＳＩ二〇一七・一二〇六）及びその改正	一　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正
二　純粋有線通信端末機器に関し、二千十六年電磁両立性規則（ＳＩ二〇一六・一〇九一）及びその改正	二　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）及びその改正
	三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びその改正
	四　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正

第二節　技術上の要件及び適合性評価手続について定める関係法令及び運用規則

英国	日本国
一　二千十七年無線機器規則（ＳＩ二〇一七・一二〇六）及びその改正	一　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正
二　二千十六年電磁両立性規則（ＳＩ二〇一六・一〇九一）及びその改正	二　端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）及びその改正
	三　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）及びその改正
	四　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びその改正
	五　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）及びその改正
	六　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正

第三節　指定当局

英国	日本国
ビジネス・エネルギー・産業戦略省又はこれを承継する当局	二千十七年無線機器規則（ＳＩ二〇一七・一二〇六）及びその改正に関し、総務省又はこれを承継する当局 二千十六年電磁両立性規則（ＳＩ二〇一六・一〇九一）及びその改正に関し、総務省又はこれを承継する当局 経済産業省又はこれを承継する当局

第四節　指定基準について定める関係法令及び運用規則

英国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準	日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において英国が適用する基準
一　二千十七年無線機器規則（ＳＩ二〇一七・一二〇六）及びその改正	一　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正
二　二千十六年電磁両立性規則（ＳＩ二〇一六・一〇九一）及びその改正	二　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）及びその改正
	三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びその改正
	四　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正

電気製品に関する分野別附属書

第Ａ部　対象範囲

1　この分野別附属書の規定は、第Ｂ部第一節に規定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であって、当該各締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となる全てのものに関する適合性評価手続について適用する。

2　第Ｂ部にいう「改正」には、次のことを含むものと了解する。

(a)　締約国が第Ｂ部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b)　締約国が第Ｂ部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c)　締約国が第Ｂ部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み込むこと。

第Ｂ部

第一節　電気製品について定める関係法令及び運用規則

英国	日本国
二千十六年電磁両立性規則（ＳＩ二〇一六・一〇九一）及びその改正	一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正 二　電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正

第二節　技術上の要件及び適合性評価手続について定める関係法令及び運用規則

英国	日本国
二千十六年電磁両立性規則（ＳＩ二〇一六・一〇九一）及びその改正	一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正 二　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正